

- 1 会議名 議会基本条例推進協議会
- 2 日時 令和4年7月20日（火）
午後1時39分から午後2時19分まで
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 15名
- 5 欠席議員 なし
- 6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同主任 丹羽亮二
- 7 会長あいさつ
- 8 報告事項

（1）各チームの現況報告について

I C Tチーム長 片岡議員：来週7月28日（木）1時30分から茅野市オンライン視察の予定。

（2）その他

特になし。

9 協議事項

（1）ふれあいトーク記録書について

関戸会長：読んでいただいて、今月中に課題があれば申し出てほしい。今月中にネットに上げる。

木村議員：20日のほうの生活保護のところで、「制度」が「精度」になっている。また、優遇されているという表現はいいのか。次のページ、フリートークのところで、反対の声があることも書いたほうがいいのでは。議員側の答えとして、渋滞緩和に市民のメリットはあるのか、もう少し深い議論が必要と思うが、このように言ったのなら仕方がないが。その次の介護保険の食事代について、説明が間違っている。3年毎の見直しによるものではなく、これまでも食事代はかかっていたが、法律改正によって今年の8月から負担増になったもの。言ってしまったなら仕方がないが、このまま出すのは恥ずかしい。

関戸会長：意見があったが、変更は。これはネットに上げる。

宮川議員：録音を起こしたのでこのように言っていたと思うが、木村議員の言われるように事実と異なる説明は残すべきでない。正確な表現に直すべき。

関戸会長：木村議員から3箇所意見があった。発言とは異なるが、修正するという事でよいか。

須藤議員：どうしてその場で訂正しなかったのか。訂正する人がいなかった

のか。

堀議員：反対。記録書は記録書なので、発言はそのまま残すべき。正しい内容は米印で補足として記載すべき。

関戸会長：堀議員から意見があったがどうか。

黒川議員：公式な記録の処理の仕方はそのとおり。

関戸会長：米印は誰が作るか。木村議員が作って追記することでよいか。

宮川議員：概要であったとしても、公式文書としての表現の仕方をするのか。要約されたものも同様の取扱いにするのか、確認したい。

大野議員：全文ではなく、要約であったため、今まで修正していたはず。ここで直してしまったほうがいいと思う。

堀議員：概要であるので、内容が大きく変わらなければいい。限度による。今回の様に違う内容になってしまうのは気をつけなければならない。

黒川議員：字句の訂正とか軽微なものは構わない。内容については米印をして、正しいものにする。

関戸会長：それでいいか。そのように木村議員にお願いする。修正したものを今月末に上げる。

水野議員：23日3ページ目最後、句読点の誤植がある。

関戸会長：あとから見つかった物でも構わないので、事務局に知らせてほしい。

（２）行政視察について

関戸会長：資料あり。今後の状況、7月21日小牧市が抜けているが、これは正副議長と議会運営委員会正副委員長で対応。8月4日蒲郡市はBチーム対応。内容については政策提言とBCPについて。最後のところに11月17日石川県野々市市が視察。内容はサポーター制度と議会改革。それ以外に、議会は関係ないが、北名古屋市、北海道江別市が視察予定。北名古屋市は生産緑地について、江別市は送迎ステーションについて。

（３）その他

（市議会サポーターについて）

関戸会長：サポーター予定者ということで25名の予定。新任15名、再任10名。今日の説明会のメンバーの確認。午後7時からで、出入口が梅村議員、片岡議員、鬼頭議員、井上議員、堀議員、木村議員は司会、梶谷議員。

（6月議会の振り返り）

関戸会長：先日の議会運営委員会で、6月議会を振り返り、課題が見つかった。

た。委員長から報告してもらおう。

議会運営委員会委員長 片岡議員：7月5日に議会運営委員会を開催し、6月議会を振り返り、2点ばかりお願いと相談がある。1点目は資料要求について。受取期限について、公文書公開請求制度の期限が2週間で、それを目安にしているが、今回短い期間で資料要求があった。緊急性がなければそれを目安にお願いします。

もう1点、次回までに会派のほうで意見をまとめてもらいたいとお願いしているが、陳情を請願並みに取り扱う件について、現在は各委員会で判断しているが、何に基づいて行っているか考えた時に、議会会議規則第100条に「議長は陳情書またはこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは請願書の例により処理するものとする」とあり、これが根拠だと考えられるが、主語は議長であって、委員会で取り扱うことに対して根拠がないことが問題かと思うが、どうしていくか。一番の目的は陳情に寄り添う、意見書を提出することと思われるので、採択しなくても意見書を出すのであれば、議員提出議案で出すことは可能であり、現状のルールからいけば間違ったことをやっているのではと、委員長から問題提起をしたい。思いは分かるが、ルールとしては間違っている。事務局から全国市議会議長会にも確認してもらった。結果、間違っているとの回答であった。今後どのように運営するか、そもそも陳情を請願並みに取り扱うことがどうなのか。紹介議員がいるといないとでは重みが違うので、寄り添う気持ちは分かるが、どういう形でやっていくか意見を聞きたい。

大野議員：もともと採択する時には陳述に來られていて、本当ならそのような時は誰かが紹介議員になってもいい。陳情で出さずに請願で出せば採択できるようなものだと思う。昨年も私学の方が陳述に來られて、最後に意見書を出してくださいと言われ、急遽請願並みに取り扱った。陳情で出された中に、誰かが紹介議員となるようなものがあることが問題である。

黒川議員：議会運営委員会のほうで委員長から提案され、話はされたということであるなら、まずは結果を聞かせてほしい。会議規則第100条が間違っているような言い方をされたが、標準市議会会議規則と全く同じであるため、議長会に問い合わせた時に、その解釈はどのようなのかも含めて聞かれたのか。

片岡議員：まず1点目であるが、問題提起はしたが、次の議会運営委員会はまだ開いていないので問題提起で止まっている。2点目は、寺澤さんに聞いてもらったので、後ほど確認するが、会議規則はこれで間違っていないが、委員会に適用するのは無理があると考ええる。

黒川議員：「議長は」と条文は言っているが、場合によっては委員会に委任

するものである。運用はどうかという話。言葉尻をとらえて云々言うのは解釈としてはいかななものか。

片岡議員：陳情は付託されておらず、送付しているだけ。送付しているものを格上げして採決とるのは、本来難しいのではないか。

黒川議員：岩倉が初めてではなく全国で事例があるのでは。大切なのは、そういった運用をどうしていくか。法律違反しない限り。先達も頭を悩ませながら現在のルールを作ってきた。間違っているなら改めるのは結構だが、なぜ改めるのか、全員が飲み込んだ上でないと難しい。まず、よくわからない点の解明からお願いしたい。

堀議員：商工会の陳情を請願並みに取り扱って、中小企業の条例の制定に結びついた。記憶にあるが、100 条が意味するのは寄り添うという姿勢で、それが議長のための裁量権でいいのかと考えた時に、岩倉市の場合、委員長にも裁量権を与えてきたと解釈すれば、会議規則の条文のほうを改正することもあると考える。

水野議員：委員会で採決の後、本会議でも採決することで、議長が認めることになるので、形式的には議長が請願の例によって採決したとなる。

梅村議員：他の自治体で陳情を採択しているところがあれば、どういうやり方をしているのか、情報はあるか。

片岡議員：全国市議会議長会では把握していないとのこと

宮川議員：付託されていないものを委員会で採決。ルールが出来ていない、そこを中抜きして本会議場に戻したら復活するのはおかしい取り扱いである。規則を変える必要性があれば、変えるべき。

関戸会長：もう少し整理して、もう一度この会議で議論したい。

榊谷議員：これまで岩倉市議会としては、議会基本条例を大事にしながらやってきて、陳情であっても意見陳述の申出があれば拒んでこなかった。商工会も、障害者団体も 1 件あったし、私学も陳情であったけど意見陳述したいと申出があって、請願並みに扱い、委員会に付託されたのではなく送付だけでも、丁寧に審議をしてきた。

須藤議員：間違ったことを岩倉市議会がやっているならば、見直さないといけない。

梅村議員：間違っているところをはっきりさせたい。常任委員会が請願にするというところが違うという意味でよいか。

片岡議員：送付されたものに対して決を採るということが、全く無意味ということだそう、見解としては。付託されていないから、委員会の中で格上げして採決しても何の効力もないことをやっている。それが市議会議長会の見解。

木村議員：100 条は、議長によって請願並みに扱うというふうにした場合は、付託にして、そういう形が正しいということか。議会基本条例の 10 条の 3 も大事であるから、そこに絡めての運用をどういう形でやっていくか、考えていかないといけない。

片岡議員：どこで判断するのか、議運でやるのか。送付ではなく付託にするのか。誰かが判断しなくてはいけないので、議長なのか、そこを議論してほしい。次回までに整理して意見をいただきたい。

関戸会長：何らかの根拠があって請願並みに扱うわけで、根拠をはっきりさせるべき。陳述に来たからやる、というのは違う。

片岡議員：判断が入り陳情に差がでるのも良くない。請願と陳情を分けて扱わないと難しい。

関戸会長：次回に結論を出したい。

（ＢＣＰについて）

関戸会長：ＢＣＰの内容に課題があり、変更が必要な部分が出てきた。他の条例等にも課題、変更が必要なものがあるならば、年度末の検証特別委員会で検証したい。

大野議員：昨日の戸田市の視察の際、議会ＢＣＰの説明をしていて初めて気づいたのであるが、基本条例第 24 条災害対応の文言を、議員から議会に改めないとＢＣＰとの整合性がとれないことがわかった。

木村議員：同じように岩倉市議会における災害発生時等の活動要綱も併せて見直さなければならない。支援本部の構成は、各常任委員会の委員長が入ることになっているが、要綱では各会派の代表者だけとなっているため、合わせないといけない。

大野議員：それはすでに削除した。

木村議員：削除したなら結構。あとは、忘れないように訓練をやらなければならない。

関戸会長：検証委員会のところで進めていきたい。

大野議員：議会としてトイレ設置訓練とテント仕切り設置訓練を、今年度全員が 2 班に分かれて実施したい。10 月か 11 月頃に訓練を行いたいですが、どうか。

関戸会長：行政の協力がないとできない。相談しながら日程調整する。

10 その他

なし